

身体障害者診断書・意見書〔肢体不自由用〕

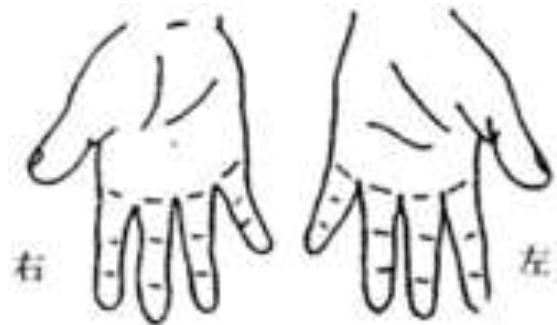
総括表

氏名	年 月 日生 ()歳	男 女		
住所				
①障害名(部位を明記)				
②原因となった 傷病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災 自然災害、疾病、先天性、その他()			
③疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場所				
④参考となる経過・現症(エックス線および検査所見を含む。)				
障害固定または障害確定(推定) 年 月 日				
⑤総合所見				
<table border="1"> <tr> <td>将来再認定 次期再認定日</td> <td>要 ・ 不要 年 月</td> </tr> </table>			将来再認定 次期再認定日	要 ・ 不要 年 月
将来再認定 次期再認定日	要 ・ 不要 年 月			
⑥その他参考となる合併症状				
<p>上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。</p> <p>年 月 日</p> <p>病院または診療所の名称</p> <p>所 在 地</p> <p>診療担当科名 科 医師氏名 印</p>				
<p>身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見 [障害程度等級についても参考意見を記入]</p> <p>障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する () 級相当) ・該当しない 				
<p>注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害などを記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、憎帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入して下さい。</p> <p>2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。</p> <p>3 障害区分や等級決定のため、社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。</p>				

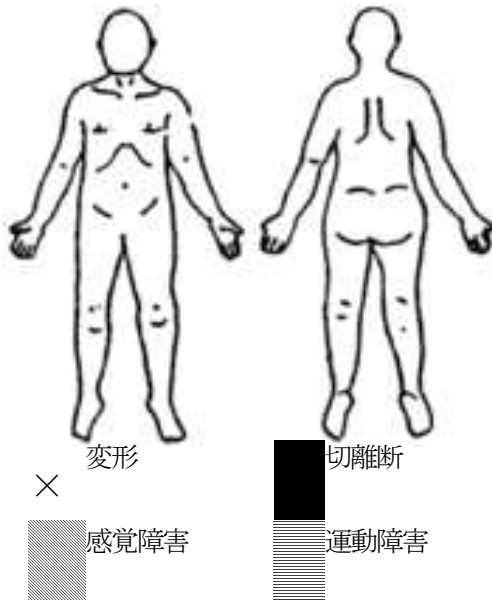
肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見(該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見記入)

1. 感覚障害(下記図示)：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
2. 運動障害(下記図示)：弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
3. 起因部位：脳・脊椎・末梢神経・筋肉・骨関節・
その他)
4. 排尿・排便機能障害：なし・あり
5. 形態異常：なし・あり



参考図示



右		左
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握力 kg	

× 変形
 感覚障害
 運動障害
 (注)関係ない部分は記入不要

動作・行動

自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—×、()の中のものを使うときはそれに○

寝がえりをする		シャツを着て脱ぐ	
あしをなげ出して座る		ズボンをはいて脱ぐ(自助具)	
椅子に腰かける		ブラシで歯をみがく(自助具)	右 左
立つ(手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具)		顔を洗いタオルで拭く	
		タオルを絞る	
家の中を移動する(壁、杖、松葉杖、義肢、装具、車椅子)		背中を洗う	
洋式便器に座る		二階まで階段を上って下りる(手すり、杖、松葉杖)	
排泄のあと始末をする。		屋外を移動する(家の周辺程度)(杖、松葉杖、車椅子)	
(箸で)食事をする(スプーン、自助具)	右 左		
コップで水を飲む		公共の乗り物を利用する	

機能障害のある上肢で 5kg 以上のものを下げることができる
 (この際、荷物は手指で握っても、肘でつりさげてもよい) (可・不可)

歩行状況 (m)

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので()の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

計測法：

上肢長：肩峰→橈骨茎状突起

前腕周径：最大周径

下肢長：上前腸骨棘→(脛骨)内果

大腿周径：膝蓋骨上縁上 10 cmの周径(小児等の場合は別記)

上腕周径：最大周径


下腿周径：最大周径

関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT)

(この表は必要な部分を記入)

筋力テスト ()		関節可動域		筋力テスト ()		関節可動域		筋力テスト ()	
↓		↓		↓		↓		↓	
() 前屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	後屈 () 頸	90 60 30 0 30 60 90	() 左屈	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	右屈 ()			
() 前屈		後屈 () 体幹		() 左屈		右屈 ()			
右 () 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展 () () 伸展	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	屈曲 ()					
() 外転		内転 () 肩 () 内転		外転 ()					
() 外旋		内旋 () () 内旋		外旋 ()					
() 屈曲		伸展 () 肘 () 伸展		屈曲 ()					
() 回外		回内 () 前腕 () 回内		回外 ()					
() 掌屈		背屈 () 手 () 背屈		掌屈 ()					
() 屈曲		伸展 () 中指 () 伸展		屈曲 ()					
() 屈曲		伸展 () 示指 () 伸展		屈曲 ()					
() 屈曲		伸展 () 中指 () 伸展		屈曲 ()					
() 屈曲		伸展 () 環指 () 伸展		屈曲 ()					
() 屈曲		伸展 () 小指 () 伸展		屈曲 ()					
() 屈曲		伸展 () 近位指節 () 伸展		屈曲 ()					
() 屈曲		伸展 () 中位指節 () 伸展		屈曲 ()					
() 屈曲		伸展 () 遠位指節 () 伸展		屈曲 ()					
() 屈曲		伸展 () P I P () 伸展		屈曲 ()					
() 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展 () () 伸展	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	屈曲 ()					
() 外転		内転 () 股 () 内転		外転 ()					
() 外旋		内旋 () () 内旋		外旋 ()					
() 屈曲		伸展 () 膝 () 伸展		屈曲 ()					
() 底屈		背屈 () 足 () 背屈		底屈 ()					

備考

- 注：1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示は、のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(〰)を引く。
- 4 筋力については、表()内に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失または著減(筋力0、1、2該当)
△印は、筋力半減(筋力3該当)
○印は、筋力正常またはやや減(筋力4、5該当)
- 5 (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。
- 6 DIP その他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。
- 7 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(×)伸展



屈曲(△)